



## 会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

### 印紙税について

今回は、印紙税についてご説明致します。印紙税とは、日常の経済取引に伴って作成する、契約書や領収書などの文書に課される税金です。その印紙税が課される文書のことを課税文書といいます。例えば、お店で領収証が発行された時に、収入印紙が貼付されていることがあります。これは領収証が課税文書に該当し、収入印紙を貼付し消印を押すことで、印紙税を納付しているのです。今回は、この印紙税に関して課税文書に該当する主なものや、印紙税のポイントについて簡単にご説明致します。

### 課税文書とは

印紙税が課されるのは、印紙税法で定められた課税文書に該当するものです。この課税文書とは、次の三つの要件のすべてに当てはまる文書のことをいいます。①課税事項が記載されていること②当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること③非課税文書でないこと

### 課税文書に該当する主要なもの

課税文書の中で主要なものをご紹介します。①請負に関する契約書を作成する際に印紙税が課されます。請負とは、請負人がある仕事の完成を約し、注文者がこれに報酬を支払うことをいいます。具体的な契約書の例としては、工事契約書や広告契約書などが挙げられます。この時、契約金額によって税額が変わってくるので注意が必要です。契約金額が1万円未満の場合は課税されません。②売上代金に係る金銭の受取書(領収証)を作成する際に印紙税が課されます。領収証に課される税額は、記載された受取金額によって変わってくるので注意が必要です。受取金額が3万円未満の場合は課税されません。

### 収入印紙を貼付しなかった場合

本来貼るべき収入印紙を貼付していない、または、金額が不足していることが何らかの調査で発覚した場合、本来の3倍の税金を納付しなければなりません。ただし、自己申告した場合は、3倍ではなく本来の印紙税額に

加えて、その税額の10%の金額を過怠税として納付します。また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印をしなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課されます。なお、過怠税は、その全額が法人税の計算において経費には算入されません。

### 印紙税のポイント

印紙税の重要なポイントは、課税文書に該当するかどうかの判断です。もし、課税文書であるにも関わらず収入印紙を貼付しなかった場合は、上述したように過怠税が課されます。受取金額が大きい場合や、契約金額が大きい場合には印紙税額も大きくなるので、思いもよらない過怠税を徴収されるかもしれません。国税庁から印紙税額一覧表が公開されていますが、それだけでは判断が難しい場合があるかと思います。課税文書に該当するかどうかの判断にお困りの際は、お気軽に弊事務所までご相談ください。



## 社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 「合同労組」との団体交渉をめぐる トラブル事例

#### 合同労組からの救済申立が増加傾向

東京都労働委員会から、平成23年における「不当労働行為審査事件」の取扱状況が発表されました。これによると、合同労組からの救済申立は89件(新規申立事件の約8割に相当)であり、過去10年では最高となっています。

以下では、労働委員会が取り扱った(命令を出した)、合同労組との団体交渉をめぐる最近の事例をご紹介します。

#### 団交の時間・場所の限定が不当労働行為に 該当したケース

この事件は、国立大学である大阪大学が、教職員組合による団体交渉の申入れに対し、開催時間を「午後0時から午後1時の昼休み時間帯」と指定し、開催場所を特定の地区に限定したことが、不誠実団交に該当するとして、救済申立があった事件です。なお、以前は、団交は勤務時間中や勤務時間終了後に

行われていたそうです。

初審(大阪府労働委員会)は、大学側に対し、団交申入れに開催時間・場所の条件を正当な理由なく限定しないことおよび文書交付を命じたところ、大学側はこれを不服として中央労働委員会に再審査を申し立てしていました。

結論として、再審査申立ては棄却され、「大学が団体交渉の開催時間と場所を限定したことには正当な理由がなく、不当労働行為に当たるとされました(7月9日)。

#### 団交拒否が不当労働行為に該当したケース

千里金蘭大学(大阪)が、希望退職に応じなかった准教授(2人)が所属している労働組合と誠実に団体交渉を行わなかったのは不当労働行為に該当するとして、大阪府労働委員会は「不当労働行為を繰り返さない」とする誓約文を組合側に渡すように大学側に命じました(7月13日)。

大学側では、2010年10月以降、組合側と団体交渉を続けていましたが、2011年度の教員配置の詳細を明示しないまま、希望退

職に応じない場合は事務職へ職種変更するとし、その後、准教授は2011年3月末に解雇されていました。

#### 派遣・パート・アルバイトの時給に関する動向 派遣スタッフの平均時給

株式会社リクルートが行った「派遣スタッフ募集時平均時給調査」(2012年6月)によると、三大都市圏における2012年6月度の募集時平均時給は1,480円で、20カ月連続で前年同月を上回る結果となりました。

この調査では、①オフィスワーク系、②営業・販売・サービス系、③IT・技術系、④クリエイティブ系、⑤医療介護・教育系の5つの職種に分けて調査を行っていますが、5月度まで①②⑤で前年同月を下回っていたところ、6月度は②が前年同月を上回りました。

#### パート・アルバイトの平均時給

三大都市圏における2012年6月期の募集時平均時給は950円、前月比プラス2円です。



## 会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

### Q 仕入れ原料が不良品だったら？

当社が取引先から仕入れた原料が不良品であったため、当社は製品を製造できずに困っています。どのように対応したらよいでしょうか。

### A 不良品を納入した仕入先への対処

売買契約の対象となった目的物に瑕疵がある場合、買主は契約の解除や損害賠償の請求等ができます(民法570条)。

しかし、商人間の売買では、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、目的物の検査をし、検査によって売買の目的物に瑕疵があることや、数量不足があることを発見したときは、ただちに売主に対してその旨を通知しなければ、その瑕疵等を理由として契約の解除や損害賠償等の請求ができなくなるのが原則です(商法526条)。

したがって、買主である貴社としては、仕入原料が不良品であることを発見した場合、ただちに売主である取引先に対してこれを通知することが必要です。

この通知の内容としては、瑕疵があること、その対処を相手に促すことが基本となります。しかし、仕入原料が不良品であるために売買契約を解除せざるを得ないことが確定している場合や、損害が既に発生しており、その損害の賠償を請求したい場合には、これらを併せて主張することになります。

### 対処を促す売買目的物の瑕疵の通知

買主である貴社の立場として、完全な原料を再度仕入させたい場合が考えられます。この場合は、当初の仕入原料に瑕疵があることの内容とあわせて、今後の処理について売主である取引先と直ちに協議を要求する内容の通知をすることになります。

### 目的物瑕疵と期限付解除の通知

貴社としては、再度の納入に時間がかかる

ようであれば契約を解除して、他の取引先から代替物を仕入れる必要があることもあろうでしょう。このような場合は、売買目的物に瑕疵があることを通知すると同時に、完全なものの再納入を催告し、かつ一定期限内までにそれがなされない場合には契約を解除する旨の通知をすることが考えられます。

### 損害賠償請求

取引先と継続的取引基本契約を締結しており、これに無催告の解除条項がある場合で、仕入れた売買の目的物が腐食していたような場合には、もはや完全なものを再度納入してもらうよりも、契約を即時に解除して、既に被った損害の賠償を請求する方が現実的な場合も考えられます。このような場合は、目的物に瑕疵があるので契約を解除し、損害賠償を請求する旨の通知をします。一方、無催告の解除条項がない場合には、一旦完全な目的物の納入を催告した上でなければ解除の効果が生じませんので、期限付解除を付した通知を行うこととなります。

## i お知らせ

### 税理士法人化のお知らせ

平成24年8月8日、当グループは、汐留パートナーズ税理士法人を設立いたしました。これにより、汐留パートナーズ会計事務所は、9月1日より汐留パートナーズ税理士法人へと法人化することとなりました。

### 汐留パートナーズ税理士法人

【代表社員】前川研吾・佐藤隆太

【設立月日】平成24年8月8日

【主事務所】港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

【構成員数】12名(グループ30名)

名前・組織が少し変わりますが、今後ともかわらずのご愛顧の程よろしくお願いたします。

会計事務所のお客さま各位 ※法人化によりお客さまへのご請求金額が変更になります。

(例) 顧問料5万円(税別)の場合

【従来】ご請求額47,500円 = 50,000 × 1.05 - 50,000 × 10%      【今後】ご請求額52,500円 = 50,000 × 1.05

一見、5,000円増額しているように見えますが、この5,000円は従来はお客様に源泉所得税を預かっていただき、納付をお願いしておりましたものですので、結果金額に変更はございませんのでご了承くださいませ。

### 9～10月開催セミナーのお知らせ

今月も、会計、税務、人事、労務、法務、海外進出など様々なテーマのセミナーをご用意しております。

### 2012年9・10月開催セミナー情報

<http://www.shiodome.co.jp/seminar/201209-10.pdf> ※汐留パートナーズグループとご契約を頂いております顧問先様は無料です。

皆様のお役に立てるセミナーを準備してまいりますのでどうぞお気軽にご参加下さい

## 9月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

### 30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告  
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

